

令和 6年3月30日

有限会社 ベストライフ 行動計画

社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作るとともに、男女ともが活躍できる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月31日までの5年間

2. 内容

女性活躍推進法に関する目標

目標1：希望者が育児休業を取得しやすい環境の継続と、男性の育児休暇の1名以上の実施

<対策>

令和 6年 6月～ 職員へのアンケートの実施

令和 6年10月～ アンケートの分析と問題点の検討

令和 7年 4月～ 男性育児休暇1名以上の実施

目標2：付与日数が10日以上社員を対象に、年次有給休暇の取得の促進を図り、取得率60%以上をめざす

<対策>

令和 6年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を個人にフィードバックし、管理職と情報共有する

令和 7年 1月～ フィードバック後の改善状況確認。希望する有給制度アンケート

令和 7年 4月～ アンケート分析し有効な有給取得制度、連続休暇を図る

次世代育成支援対策推進法に関する目標

目標3：地域の子供の施設見学及び近隣の学校の職場体験の受け入れを行う。

<対策>

令和 6年 6月～ 受入れ体制について検討開始

令和 7年 3月～ 施設での受入れ体制づくり開始

令和 7年10月～ 関係行政機関、学校との連携

令和 8年 8月～ 社員へ周知及びホームページなどによる取り組みの周知

令和 9年 6月～ 施設見学、職場体験の受け入れ開始